

令和3年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況
(経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和3年8月4日
質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
答弁者 経済部長、環境・エネルギー課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究報告」、 「令和3年度調査研究計画」及び「稚内層深部（深 度500m）における研究の実施に 関する検討結果」 に係る確認結果について (一) 原状復帰のロードマップについて (菊地委員) 私からも確認会議の結果報告について、何点かお伺 いさせていただきます。初めに、現状復帰のロードマ ップについてですが、第2回定例会予算特別委員会に おける我が会派の質問に「9年間で必要な成果を得て 終了する」と考えている」と知事が答弁しました。 機構は「技術基盤が確立したら埋め戻し工程を示す」 としていますが、技術基盤の確立が9年間で終了する。 これは非常に明確ではありません。 そもそも埋め戻し工程というのは、技術基盤の確立 がなくても示すことができるはずで、9年間で着実に 研究を終了させ、埋め戻しを実施させるためにも、早 期の施設埋め戻しと現状復帰についてのロードマップ を示させるべきではないでしょうか。お伺いたします。</p> <p>【指摘】 (菊地委員) 9年間で終了することを確信できているのであれば、埋め戻し工程のロードマップについても、終了を 見据えながら、適宜に確認会議で求めていくことを指 摘します。</p> <p>(二) 研究期間の調整が必要な場合の対応について (菊地委員) 研究期間の調整が必要とされる場合の対応について お伺いたします。先ほどの質疑の中でも示されていま した、研究期間の調整についてです。知事名で発出 した「幌延深地層研究計画に係る『令和2年度調査研 究成果報告』、『令和3年度調査研究計画』及び『稚 内層深部』（深度500メートル）における研究の実施 に係る検討結果」についてで、確認会議の確認を踏ま えて新たに実施を求める事項として「仮に研究期間の 調整が必要とされる状況が生じた場合は、機構は速や かに報告すること」と明記されました。元々「9年間 の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了でき るように取り組む」そのことが大原則であるにもかか わらず、仮定としつつ研究延長に含みを持たせる記述 を加えたのはなぜでしょうか。如何なることがあるう と9年間で研究終了させることが大原則ではないので しょうか。お伺いたします。</p> <p>(二) 一 再 研究期間の調整が必要な場合の対応につ いて (菊地委員) 9年間で必要な成果を得て終了する。道はそのよう に考えていると言います。それではなぜ、仮定として、 研究延長に含みを持たせるのでしょうか。例外規定が 追加されていけば、本来の原則は形骸化し、事実上研 究期間は際限なく延長できることとなります。重ねて、 9年間で終了させる念を押して求めていくべきとなり ませんか。見解を伺います。</p>	<p>(環境・エネルギー課長) 埋め戻しについてであります。道では、令和元年 度に研究期間の延長の申し入れがあった際、確認会議 の中で、機構から、令和10年度までの研究期間を通じ て必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこ と、また、研究終了後に、施工方法、作業手順、期間 といった埋め戻しの具体的工程を示すことについて説 明があり、道は、その内容について確認したところで あります。 道といたしましては、今後とも確認会議を公開の下 で毎年度開催し、研究が三者協定に則り、計画に即し、 工程表に基づき進められているかを確認していくこと により、研究は9年間で必要な成果を得て終了するも のと考えており、研究終了後は、三者協定に基づき地 下施設を埋め戻すこととなっております。</p> <p>(環境・エネルギー課長) 研究工程についてであります。確認会議では、道 民の皆様からの質問も踏まえ可能性や懸念されるケ ースに係る質疑応答も行っており、その中で、機構から は、掘削工事の進展等を踏まえ、必要に応じて工事工 程の調整を行い体系化の研究に必要な期間を確保する ことや、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に おける研究期間を通じて必要な成果を得て、技術基盤 の整備が完了するよう取り組むなどの説明があったも のであります。 道といたしましては、令和2年度以降の研究計画は、 令和10年度までの9年間で必要な成果を得て終了す るものと考えているところであります。</p> <p>(環境・エネルギー課長) 研究工程に関する重ねてのお尋ねでございますが、 確認会議では、道民の皆様からの質問も踏まえ可能性 や懸念されるケースに係る質疑応答も行っており、そ の中で、機構からは、掘削工事の進展等を踏まえ、必 要に応じて工事工程の調整を行うことなどの説明があ ったものであります。 道といたしましては、令和2年度以降の研究計画は、 令和10年度までの9年間で必要な成果を得て終了す るものと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】 (菊地委員) 仮にも期間延長、そういうことがないように道としてしっかり取り組んでいただきたいというふうに指摘しておきます。</p> <p>(三) 今後の対応について (菊地委員) 今後の対応についてですが、仮に9年間で研究が終了できず、再度研究期間を延長することを機構が提案するならば、これまでに計画を是認し続けている道の責任は免れません。既に1度研究期間を延長しているのですから、これ以上約束を反故にすることは許されません。確実に9年間で研究終了となるよう、道として責任ある行動を行い、9年間で研究を終了させるために、これまで以上の厳格なチェックを求められますが、どのように取り組むのかお伺いいたします。</p> <p>【指摘】 (菊地委員) 多くの道民の皆さんからは、研究期間の延長や計画に関しての質問や意見が寄せられています。そうした声をしっかり受け止めながら、道は確認会議に臨むこととなりますが、道民の懸念や不安の根っこは、目の前で起きてきた20年という研究期間を守らなかった、そしてまた今度確認会議の中でも、期間延長があるかのような、そのような文言の出る機構の期間延長に同意してきた道への不信なんですね。丁寧な説明とかで納得されるものではないと思います。令和10年までの研究期間で終了するものと考えていると道は繰り返し言いますが、その確信を現実のものにしていくとする、その道の姿勢がどう道民に見られているのか、そのことが、今後の道のあり方に関わってくることを指摘して質問を終わります。</p>	<p>(経済部長) 今後の対応についてであります。道では、今年度の確認会議の結果を踏まえて、これまでの実施を求めてまいりました事項に加えまして、深度500メートルにおける研究は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の範囲を超える研究はしないこと、坑道整備工事及び研究開始に伴う具体的なスケジュールや計画につきましては、「令和2年度以降の研究工程」及び各年度の研究計画において記載することなど、新たに7つの項目につきまして、適切に取り組むよう求めたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも確認会議を公開の下で毎年開催し、研究が三者協定に則り、計画に即し、工程表に基づき進められているのかを確認していくことにより、研究は令和10年度までの研究期間で必要な成果を得て、終了するものと考えてございます。</p>